

(様式1)

事案調書(決定会議)

審議日 令和7年10月6日

案件名	教員の処遇改善について							
所管	教育	局区	学校教育	部	教職員	課	担当者	

事案概要

本年6月18日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことから、令和8月1月の施行に向けて、本市としての教員の処遇改善に係る取組について諮るもの

審議事項 〔 序議で決定したいこと及び想定(希望)している結論 〕	教員の処遇改善の内容について 【制度改正への対応分(令和8年1月から)】 ①教職調整額の段階的な引上げ(令和8年1月から4%→5%) ②管理職(校長・副校長)への本給加算(月額4,000円) ③通常学級の担任に対する手当の支給(月額2,000円) 【その他対応分(令和8年1月から)】 ④特別支援学級の担任及び学級担任業務を支援する教員に対する手当の支給(月額2,000円) 【その他対応分(令和8年4月から)】 ⑤夜間学級手当の創設(校長:管理職手当、副校長及び教員:特殊勤務手当)							
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。							

事業効果 総合計画との関連	事業効果	「学校現場における働き方改革」の取組や「学校の指導・運営体制の充実」の取組に加えて、「教員の処遇面に係る改善」の取組についても一体的・総合的に推進することにより、教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に繋げていくことができる。						
	効果測定指標					施策番号	3	
	年度	R7	R8	R9				
	事業効果 年度目標							

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール								
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施内容		<div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; text-align: center;"> 府内調整 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 予算査定 ①～③ </div> <div style="text-align: center;"> 予算査定 ④ </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 条例改正 ①～③ </div> <div style="text-align: center;"> 条例改正 ④ </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 規則改正 ①～③ </div> <div style="text-align: center;"> 規則改正 ④ </div> </div>						

○事業経費・財源									(千円)								
項目	補助率/充当率	R7(R8.1~3)	R8	R9	R10	R11	R12	R13									
事業費(人件費)		63,653	315,167	551,321	795,396	1,010,066	1,232,899	1,398,057									
うち任意分																	
特 財	国、県支出金 1/3	17,944	88,630	154,541	222,336	282,132	344,213	390,316									
地方債																	
その他																	
一般財源		45,709	226,537	396,780	573,060	727,934	888,686	1,007,741									
うち任意分																	
捻出する財源※2																	
一般財源拠出見込額		45,709	226,537	396,780	573,060	727,934	888,686	1,007,741									
元利償還金(交付税措置分を除く)																	
捻出する財源概要																	
税源涵養 (事業の税収効果)																	
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)	(人工)																
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13									
実施に係る人工	A																
局内で捻出する人工※	B																
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0									
局内で捻出する人工概要																	
SDGs 関連ゴールに○	1 終結する貧困	2 終結する飢餓	3 健康と福祉	4 教育をみんなに	5 性別平等を実現する	6 清潔な水と衛生を実現する	7 持続可能なエネルギーを実現する	8 繁栄と持続可能な成長を	9 達成と持続可能な都市の								
	10 気候変動に適応する	11 持続可能な都市と人間開発	12 つどい	13 経済社会に持続可能な開発を	14 海洋資源を守る	15 経済社会に持続可能な開発を	16 平和と公正をすべての人々に	17 パートナーシップで目標を達成しよう									
				○													
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	(①~③令和7年1月)	定例会議	報道への情報提供		なし								
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供	なし										
事前調整、検討経過等																	
調整部局名等		調整内容・結果															
神奈川県・横浜市・川崎市		国から示された教員の待遇改善に係る各項目に係る各自治体の方向性や認識して															
		いる課題等の情報交換															
神奈川県		夜間学級(大野南中学校分校)に勤務する教員への手当支給に係る検討会議															
総務法制課		教員の待遇改善に係る説明、条例改正に係る相談															
関係課長打合せ会議		待遇改善の具体的な内容と本市独自の取組内容について説明(一部資料修正)															
調整会議		通常学級、特別支援学級及び学級担任業務を支援する教員に対する手当															
		の支給額及び夜間学級手当(校長及び副校長に対する手当)の種類に係る															
		審議を受け、一部資料修正。															
その他		夜間学級(大野南中学校分校)に勤務する教員へのヒアリングの実施															
備 考	資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み。																

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.9.16	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。		
【通常学級、特別支援学級及び学級担任業務を支援する教員に対する手当の支給(月額3000円)について】		
○(財政課長)資料2ページの(4)学級担任への義務教育等教員特別手当の加算について、加算されない教員の数は何人か。 →(教職員課長)学級業務に携わらない養護教諭・栄養教諭の教員で、人数としては150から180人程度である。 →(財政課長)当該加算は、養護教諭と栄養教諭以外のほぼ全員が対象ということか。 →(教職員課長)臨時の任用職員を含めた、フルタイム勤務の全員を想定している。 →(財政課長)学級担任の業務が大変だから加算するのではないか。国の法改正の趣旨と合致しているのか疑義がある。 →(教職員課長)現場の声として校長会長等に伺った中で、「学級担任が大変だからその職員のみに加算するのはいかがか」との疑問の声があつた。学級担任は大変だが、担任を支えている教員もいて学級が成り立っている。学級担任だけではなく、その他の教員も一緒になって学級を支えている中で、学級担任だけに加算するのは現場としては少し違和感がある、という声をいただき、加算の支給範囲を今回の提案のとおりとした。 →(財政課長)組織として様々な業務がある中で、忙しい人がいれば他の職員がサポートするのは当然ではないか。 ○(財政課長)他市の状況は。 →(教職員課長)担当者レベルで聞き取りを行った中では、現状、神奈川県の支給範囲は、通常級の学級担任と、国が示していない支援学級の学級担任のところまで進めている。川崎市についても、同様の支給範囲での支給を検討している。例えば、国が示した働き方改革の事例の中に、チーム担任制というものがある。横浜市はそれを実践しており、チームの一員として担任業務に従事した職員については、手当を支給する形をとっている。 ○(財政課長)義務教育費国庫負担金はどこまでが対象か。 →(教職員課長)国は「学級(特別支援学級を除く)」としている。局内で事務レベルの会議をした際は、学級担任への手当という認識だったが、現場と話をしていく中で、サポートする側の教員部分も加えていく必要があるという結論に至った。 →(財政課長)横浜市・川崎市の考え方は分かるが、本市の場合、須らくほとんどの教員にこの手当がつくようなイメージになってしまっており、疑義が残る。 ○(人事・給与課長)義務教育等教員特別手当の加算の件について、学級担任以外の教員に3000円を出すことによって市の持ち出しが倍になっていることを考えると、プラス3000円を出す理由を明確にしたほうがいいと考えるが、その辺の考え方はどうか。 →(教職員課長)理由としてはまず、担任業務というものが学級担任1人に偏らないということは、1つ大きなものだと考えている。また、人材確保は大きな課題である。どの自治体も学級担任手当について取り組み始めている。相模原市としては学級担任をみんなでサポートしていく中で、横浜と川崎と神奈川県内で比べてみても、常に給与額では、遅れをとっている現状があり、なかなか埋められない差がある。学級担任手当については、国の積算よりも多いところは承知しているが、そういう意味合いも含めてやっていきたいと考えている。 →(人事・給与課長)教員みんなで学級活動をサポートしている中で、担任にだけ手当を増やすというところを避けたいというのは、理解はできるが、一律3000円であるため、同じ負担が生じているというような見え方になっている。例えば、一般財源の負担となる部分で、例えば担任に3000円、サポートしている教員には1000円なり1500円など、差を設けるという考え方もあるのではないか。 →(教職員課長)金額に差をつけることも検討したが、500円や1000円の差がどこにあるのか、説明が難しい。現状、学級担任が年度の途中で変わることが多い。育児休業や傷病休暇に入ってる休職となると、どの段階で担任になっているのか等、月の中でも変わってくる中で、事務的な部分になってしまうが、月の大半を学級担任として担っていたにも関わらず、サポート教員扱いとなり、担任手当がその方に届かず、それによって不満を持ってしまうことも考えられる。 ○(人事・給与課長)差を設けず、同額を支払うなら、理由が必要である。人材確保を理由にするなら、同じ額の一般財源を投じる根拠を明確にする必要があると考えるが、国の学級担任手当という考え方がある中で、さらにプラスというところは、市としては出し過ぎではないのかと違和感がある。人材確保の視点からすると、例えば初任給の考え方であれば、調整手当を上乗せするというのも方法もあるのではないか。土木職、建築職ではそういう考え方はあるので、採用困難な職種については検討の余地はある。初任給にプラスするという考え方についてはどう考えているか。 →(教職員課長)土木職は倍率が1倍を切っていてかなり厳しい状況とは聞いているが、教員は実際に倍率が1倍を切っているという状況ではない中、初任給調整手当は実現性が低いと考えていた。 ○(人事・給与課長)→学級担任への手当は、理屈を明確にした方が良い。 ○(総務法制課長)具体的な手当の金額等については、査定の中で判断していく内容ではないか。資料2ページや3ページの黄色い部分をやるべきかやらないかの議論であると考える。学級担任がいてサポートの役割を担う教員もいる中で、双方共に業務内容が実質的に大体同じだということであっても、担任であることによって多少責任が重くなるなどの違いはないのか。 →(教職員課長)責任は基本的に校長が負うものとなっているため、何か起きた時に担任の責任となることはないが、保護者対応が必要となった際、担任が最初の窓口になることは非常に多く、担任の業務として負担に感じる部分ではあると考えている。実際に今、若い教員が一番困っているのは保護者対応で、それが不安要素の上位に入ってくる状況のため、初任の教員が面談等を行う際には、基本的に主任や副担任が一緒にいるなどして対応している。何か課題がある面談については複数で対応するような形で、学級担任だけに負担がかからないような体制としている。 →(総務法制課長)複数で対応するにあたって、学級担任がリーダー的な役割を果たす等、そういった違いも特段ないか。 →(教職員課長)主任等の役割はある		

<<次ページあり>>

庁議におけるこれまでの議論	
(開催日) R7.9.16	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。
<<つづき>>	
<p>○(総務法制課長)面談をやる際には必ず学級担任がいるのか。サポートの人がいて、複数で対応することもあるが、主は学級担任の方が進めるという理解で良いか。</p> <p>→(教職員課長)基本的には1人で対応可能な面談であれば1人で対応することもあるが、学級担任の経験が短い場合や、生徒指導が絡んでいくタイミングの面談等の場合はサポートすることがある。</p> <p>→(総務法制課長)面談結果に基づいて指導計画等を作るのかは分からないが、そういうものも全て分業されているのか。</p> <p>→(教職員課長)小学校の場合は、学年が複数クラスある場合には基本的な学習進度を揃えていて、担任が1人で何かを行うという事はない。</p> <p>○(マーケティング課長)学年主任の役割として、学級担任へのサポートは本来業務に思えるが、別で考えなくてはいけない話か。</p> <p>→(教職員課長)学校でかなり違いがあり、中学校の場合は担任を持たない者が主任をしているケースがほとんどだが、小学校の場合は、学年主任が担任を兼務する形となっている。</p> <p>→(マーケティング課長)本市では複数の教員がサポートすることで担任の業務を遂行しているということだが、他市では担任だけで業務を遂行しているという状況があるのか。</p> <p>→(教職員課長)明確な業務分担があるわけではないが、学校現場への確認の中ではそのように取り組んでいるところ。</p>	
【夜間学級手当の創設について】	
<p>○(財政課長)夜間学級の特殊勤務手当と管理職手当について、管理職以外の教員については夜間学級の特殊性を鑑み、手当の必要性は分かるが、校長・副校長の管理職手当について、夜間学級の特殊性はあるのか。</p> <p>→(教職員課長)夜間学級の副校長は教員と同じ時間帯に勤めている。夜間学級を持つ大野南中学校は本校と分校という扱いで、校長は1人の配置である。副校長は本校と分校それぞれに配置しており、夜間学級については副校長が様々な統括をしている。生徒指導が必要な場面では主任がいて、判断を副校長が行っている。校長は基本的には本校で勤務しており、夜間に勤務することはないが、入学式や卒業式等の式典には出席する必要があるし、進路等に関わるような決裁については、最終的に校長が行っている。</p> <p>○(財政課長)管理職も特殊勤務手当の対象なのではないのか。</p> <p>→(教職員課長)校長は基本的に最終的な責任を負っている中で、特殊な勤務には当たらないと考えている。一方で、夜間学級の教員数は少ないが、本校に加えて責任ある立場であることは大きな負担であると考えており、何らかの加算は必要だと考える。</p> <p>→(財政課長)千葉市の例では、管理職も日額の特殊勤務手当で、金額は教員の方が高い。また、仙台市の例も日額で、教員・管理職もともに1200円である。今回の提案の金額設定は手厚いという印象があるが、金額に差を設けた理由は何か。</p> <p>→(教職員課長)校長と副校長の差は勤務日数である。副校長は基本的に毎日で、校長は行事等のみである。</p> <p>→(財政課長)校長の4300円の理由は何か。</p> <p>→(教職員課長)管理職手当の市長部局とのバランスの中で、この額が妥当だと判断した。これ以上差を設けると、市長部局の管理職とのバランスを超てしまう。</p> <p>→(財政課長)校長は市長部局の中で、どの役職と同等なのか。</p> <p>→(教職員課長)管理職手当の金額で見ると、参事と部長の間にあたる役職である。</p> <p>→(財政課長)夜間勤務があるから手当を増やすということか。管理職手当の考え方方はその考え方でよいのか。役職手当は一律というイメージがあるか。</p> <p>→(教育総務課長)現在の管理職手当は一律であり、大野南中学校の校長に4300円を足すという考え方である。この金額以上足してしまうと、市長部局の部長の管理職手当を超てしまうので、その範囲の中で上乗せするという形にした。</p> <p>→(財政課長)学校指定で、夜間学級の管理職の手当を実現するイメージか。</p> <p>→(教育総務課長)大野南中学校の夜間学級の管理職手当について、今回の金額をしたいと考えている。</p> <p>→(財政課長)夜間学級への対応という意味で、その部分が他市と比べてかなり手厚い。市長部局の管理職手当とのバランスはあるのかもしれないが、そもそもは夜間学級の手当に対するものなので、手厚いと感じる。</p> <p>→(総務法制課長)手厚いのは、教員に対してか。</p> <p>→(財政課長)例えば千葉市は、管理職も特殊勤務手当で、日額が1200円である。</p> <p>→(教育総務課長)それを20日積み上げると、相当な金額になる。</p> <p>→(財政課長)校長は夜間に勤めているのか。</p> <p>→(教職員課長)校長は、基本的には式典等がある場合に勤務がある。</p> <p>→(財政課長)例えば千葉市の場合には、実際に勤務したタイミングで1200円プラスされるというイメージでよいのか。</p> <p>→(教職員課長)特殊勤務手当は勤務実績で払う想定なので、20日勤務すれば、20日分がつく。</p> <p>→(財政課長)千葉市や仙台市も同じ想定か。</p> <p>→(教職員課長)実績で支払っているのか確認していないので、確認する。</p> <p>→(財政課長)実績で支払っているとすると、本市の設計は勤務実態と関係なく定額で支給される形になるので、手厚すぎるのではないか。管理職手当はボーナスにも反映されるのか。</p> <p>→(教職員課長)反映されない。千葉市は夜間学校の校長がどのように置かれているのかも確認する。本市は、夜間が分校という扱いだが、夜間学校が本校という扱いで、本校に校長が置かれているというケースもある。その部分については確認する。本市は分校方式であり、大野南中学校と分校の両校で1人の校長が兼務しているので、その違いはあるかもしれない。</p> <p>→(財政課長)期末勤勉手当の計算方法が分からぬが、算定基礎に入ってしまうともっと増えるのではないか。</p> <p>→(教職員課長)1つ特徴を言うと、本市の夜間学級は、相模原市と神奈川県の両方で運営しており、かなり広域なところで、生徒も募集している。職員は県の方からも、4名の配置があり、本校からも複数名の配置がある状況。運営について、県と市の職員の両方の配置がある体制の管理もしているという特殊な事情があるということは、他とは少し違う。</p> <p>○(教職員課長代理)先ほどの千葉市の状況について、ホームページでの確認にはなるが、分校が中学校にあり、そこが夜間中学校という扱いになり、本校と分校の校長を兼ねているという状況が、ホームページで確認できた。先ほどの支給要件のところで、千葉市の場合は夜間ににおける授業等に従事した時ということなので、校長に日額1200円が毎日ついているかどうかまでは確認が取れていない。</p> <p>→(財政課長)授業等を行った場合に、支給されるイメージでよいか。</p> <p>→(教職員課長)支給要件に「夜間ににおける授業等に従事した」と記載があるため、そこで判断されているのではないか。</p>	

教員の処遇改善について

～「令和7年給特法等改正」を踏まえた人材確保の取組～

令和7年10月6日（月） 決定会議資料
相模原市教育委員会
教職員課

学校や教員を取り巻く環境の現状

- 子どもたちの多様化による学校及び教員が担うべき業務の範囲の拡大に伴う負担の増大、特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等
- 教員の長時間勤務 → 改善目標（令和11年度まで）：月45時間を月30時間に削減
- 教員採用倍率の低下 → 全国的に過去最低の平均倍率
- 教員不足の深刻化

<国等の動き（令和6年）>

日 付	内 容
R6.8.27	「令和の日本型学校教育」を担う 質の高い教師の確保のための環境整備 に関する総合的な方策について（答申）」
R6.12.24	教師を取り巻く環境整備 に関する財務大臣と文部科学大臣の合意 <ul style="list-style-type: none">・教職調整額の率を令和12年度までに10%への引上げ・職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算 など

「教員を取り巻く環境整備」の必要性

目指すべき姿

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現

取り組むべきこと

教職の魅力の向上



優れた人材の確保

具体的な手法

- ①働き方改革の更なる加速化
- ②学校における指導・運営体制の充実
- ③教員の待遇改善

これら(①～③)の環境整備
を一体的・総合的に推進し
ていく必要

令和7年の「給特法等の一部改正」とは（概要）

令和7年6月18日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律が公布された。（①及び②は令和8年4月、③は令和8年1月に施行）

※令和7年9月25日に整備政令や改正省令が公布された

項目	教育委員会が取り組む主な内容
①働き方改革の一層の推進 [給特法、学教法、地教行法]	<ul style="list-style-type: none">「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定 (教員の業務量の適切な管理と健康・福祉の確保)
②組織的な学校運営及び指導の促進 [学教法]	<ul style="list-style-type: none">「主務教諭」の創設 (児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う)
③教員の待遇の改善 ↓ [給特法、教特法] ・人件費等の確保 ・条例等の改正 ・人事給与システムの改修 などが必要	<ul style="list-style-type: none">「教職調整額」の引上げ [給料月額の4%→10%] (高度専門職にふさわしい待遇の実現) 昭和46年の給特法制定以来はじめての引上げ校務の種類による「義務教育等教員特別手当」への加算 (職務や勤務の状況に応じた待遇の実現)

処遇改善(見直しを含む)の具体的な内容（概説）

項目	内容（義務教育費国庫負担金制度）	本市の対応（案）	実施時期
(1) 教職調整額の引上げ ※対象：教育職給料表 1級～3級	令和8年1月から、段階的に(1年に1%)給料月額の10%まで引上げ ※令和8年1月から給料月額の5%に引上げ	制度に合わせて引き上げる	令和8年1月
(2) 管理職の本給加算 ※対象：教育職給料表 4級、5級	令和8年1月からの教職調整額の引上げに併せて、段階的に管理職の本給に月額24,200円を加算 ※令和8年1月から本給(給料月額)に4,000円を加算	制度に合わせて加算する	令和8年1月
(3) 義務教育等教員特別手当の見直し(縮減) ※対象：教育職給料表 1級～5級	令和8年1月から、義務教育費国庫負担金における義務教育等教員特別手当に係る算定率を1.5%から1.0%に引下げ (給料月額の1.5%相当から1.0%相当に縮減)	制度に合わせて縮減する (手当額を見直す)	令和8年1月
(4) 校務の種類による義務教育等教員特別手当への加算 ※対象：教育職給料表 1級～3級	令和8年1月から、1つの通常学級につき月額3,000円を義務教育等教員特別手当に加算	「通常学級・特別支援学級の担任」及び「学級担任業務を支援する教員」を対象に、月額2,000円を加算する ※本市独自加算あり	令和8年1月

処遇改善(見直しを含む)の具体的な内容（概説）

項目	内容（義務教育費国庫負担金制度の変更）	本市の対応（案）	実施時期
(参考) 主務教諭の創設	令和8年4月(予定)から新たな級を導入し、本給に月額6,000円程度を上乗せ	国から主務教諭の役割等が明確に示されていないため、創設の要否を含めて今後検討	令和9年4月以降を想定

以上((1)～(4)及び(参考))が給特法等改正に伴う対応だが、

本市ではこのほか、「**夜間学級に勤務する教員への処遇改善**」も併せて行う。

※大野南中学校分校(夜間学級)には県費の教員が派遣されており、県教委も同様の検討を行っている。

項目	内容（義務教育費国庫負担金制度）	本市の対応（案）	実施時期
(5) 特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額 【夜間学級手当】 ※対象：教育職給料表 1級～4級（特勤） 5級（管手）	(夜間学級手当を想定していない)	<p>【校長】 管理職手当(月額)を3,600円増額</p> <p>【副校長、教員】 特殊勤務手当(日額1,000円)の創設</p>	県の実施時期を確認中だが、想定としては令和8年4月

(1) 教職調整額の引上げ 本市の影響額の試算 (令和8年1月～12月分)

総額（概算）	4%の場合	5%に引き上げた場合	差額（引上げに必要となる額）
給料			1億8,300万円
地域手当	190億8,700万円	192億7,000万円	
期末手当			〔※義務教育費国庫負担金の対象 1.83億円×1/3 = 6,100万円〕
勤勉手当			
共済費(事業主負担分)	39億7,700万円	40億1,300万円	3,600万円

(2) 管理職の本給加算 本市の影響額の試算 (令和8年1月～12月分)

総額（概算）	加算なしの場合	月額4000円加算した場合	差額（加算に必要となる額）
給料			1,600万円
地域手当	16億9,700万円	17億1,300万円	
期末手当			〔※義務教育費国庫負担金の対象 1,600万円×1/3 = 約530万円〕
勤勉手当			
共済費(事業主負担分)	4億2,100万円	4億2,400万円	300万円

令和8年は、(1)と(2)をあわせて、年間で約2億3,800万円の支出増となる。

(このうちの一部は義務教育費国庫負担金が充当される)

(3) 義務教育等教員特別手当の見直し(縮減)

当該見直し(縮減)は、次の「(4) 校務の種類による義務教育等教員特別手当への加算」とあわせて考えられているものである。

今後、具体的な（個々の）手当額を検討していくが、
現時点での概算では、ひと月あたり約450万円程度の支出減を想定している。

義務教育等教員特別手当の額（表の一部を抜粋）

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
1		2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
2		2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
3		2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
4		2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
5		2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
6		2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
7		2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
8		2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
9		2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
10		2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
11		2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
12		2,100	2,400	3,700	4,500	7,100

額の見直し(縮減)


想定では、ひと月あたり約450万円程度の支出減
(年間で約5,400万円程度の支出減)

(相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則に規定)

(4) 校務の種類による義務教育等教員特別手当への加算

義務教育費国庫負担金制度では、「1つの通常学級につき月額3,000円」が義務教育等教員特別手当に加算される。

○国の制度想定

1つの通常学級につき月額3,000円

○県・横浜市・川崎市（予定）

特別支援学級を含め1つの学級につき月額3,000円

【本市の学級数等】

① 通常学級数	② 特別支援学級数	③ 学級担任業務を 支援する教員数	合計 (①+②+③)
1,529	455	920	2,904

○本市

上記（県・横浜市・川崎市）をベースに、加算対象職員の範囲を拡げる。一方で、一人当たりの加算月額を引き下げる。

	対象人数	一人当たり加算額	必要経費（年間）
国の制度	1,529 ①	3,000円	$1,529 \times 3,000 \times 12 = 55,044,000\text{円}$
県・横浜市・ 川崎市 (予定)	$1,529 + 455 = 1,984$ ① ②	3,000円	$1,984 \times 3,000 \times 12 = 71,424,000\text{円}$
本市	$1,529 + 455 + 920 = 2,904$ ① ② ③	2,000円	$2,904 \times 2,000 \times 12 = 69,696,000\text{円}$

（義務教育費国庫負担金は、上記のいずれも $1,529 \times 3,000 \times 12 \times 1/3 = 18,348,000\text{円}$ ）

(4) 校務の種類による義務教育等教員特別手当への加算

【本市における「一人当たりの加算月額」の算出】

$$\frac{(\textcircled{1})(\text{通常学級数}) + \textcircled{2}(\text{特別支援学級数}) \times 3,000\text{円}}{(\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}(\text{学級担任業務を支援する教員数}))} = \frac{(1,529 + 455) \times 3,000}{(1,529 + 455 + 920)} \div \boxed{2,000\text{円}}$$

【本市独自とする理由】

- 学級担任は、通常時の「学習指導・児童生徒指導」以外にも、保護者対応など複雑化・困難化した業務を果たすことが求められるが、本市では、それらを担任のみが抱えるわけではなく、教務主任や学年主任、副担任など複数の教員がサポートすることで「学級担任業務」を遂行している。

<サポートの主な事例>

- ・持ち授業時数の軽減のため、授業時数を分担している
- ・トラブル時の児童・保護者の対応や、成績表の作成、進学・進級関係資料の作成を分担している
- ・教科担任制の推進に当たり、学級担任以外の教員が専科授業に積極的に取り組んでいる

- 仮に、本市において「国の制度」や「県・横浜市・川崎市（予定）」と同様の考え方とした場合、学校における教員の「働きやすさ」や「働きがい」に深刻な影響を与えるであろうとの声が学校現場（校長等）から寄せられている。
本市独自の方法とすることで、今回の処遇改善による効果を最大限に發揮させることを目指す。

(参考) 文部科学省令で規定された校務類型である「学級担任」とは

【改正後の教育公務員特例法】

(校長及び教員の給与)

第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるこれらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。

2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、前項に規定する者のうち次に掲げるものを対象として、これらの者が分掌する校務類型（文部科学省令で定める基準を参照して条例で定める校務の種類をいう。以下この項において同じ。）に応じて支給するものとし、その額は、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、条例で定める。

【改正後の教育公務員特例法施行規則】

(法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準)

第一条 教育公務員特例法（以下「法」という。）第十三条第二項の文部科学省令で定める基準は、次の各号に掲げる校務の種類とする。

- 一 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務
- 二 前号に掲げるもの以外の校務

【R7.9.26付け 7文科初第1404号通知】 第4 留意事項－2 教員給与の取扱いについて－（3）義務教育等教員特別手当の支給について（抜粋）

文部科学省令で規定した校務類型の一つである学級担任とは、基礎的な学習集団の単位である学級における生活指導や教科指導を担当する業務を指すこと。義務教育等教員特別手当の国庫負担金の限度額算定では、こうした業務を1学級当たりで評価することとし、学級の数を基礎に算定することとしているが、学校における学級運営の方法を規定するものではないこと。複数担任制などによる学級運営を行っている実態がある場合には、その実態に即した義務教育等教員特別手当の支給額を条例において定めることは差し支えないこと。

(5) 特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額【夜間学級手当】

概要

給特法等改正対応とは別に、「大野南中学校分校(夜間学級)の業務に従事する教員」への処遇改善として、夜間学級手当（実際には特殊勤務手当及び管理職手当）の支給を独自に行うもの

夜間学級手当の支給が必要な理由

- ・夜間学級手当については、分校の開校(令和4年4月)にあたって支給の必要性を検討した結果、「勤務時間や業務に特段の特殊性はなく、神奈川県(の給与制度)とのバランスを欠いている状況にもない」と整理した経緯がある。
- ・しかし、夜間学級の業務の実情としては、他の市立中学校では想定されにくい事情、特に生徒の「年齢・通学区域（県内広域）・国籍・個人的な背景」が幅広い中で学級業務を遂行しているという特殊性がある。

【具体的な学級業務の例】

- ・県内自治体との間の手続きの対応業務
 - ・生徒の個人事情による福祉施設や医療機関等との調整業務
 - ・日本語の習得度合いや理解度に合わせたサポート業務や多言語への対応業務
- ・なお、夜間学級には県費の教員も配置されており、県教委においても、令和8年4月から手当を支給する方向で調整が進められている。

(参考) 他の指定都市における夜間学級手当の支給状況の例

	川崎市	千葉市	仙台市	神戸市
手当名称	夜間学級業務手当 (特殊勤務手当)	夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当	夜間学級手当 (特殊勤務手当)	教育委員会職員手当 (特殊勤務手当)
支給要件	夜間学級において生徒に対して行う指導の業務に従事した場合	本務として夜間における授業等に従事したとき	夜間学級に関する業務に従事したとき	夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、教員(本務者)
対象者 (例規上)	教員(夜間中学本務者)	教員・校長、副校長、教頭	教員・校長、副校長、教頭	教員・教頭
手当額	日額 2,200円	教員 日額 1,500円 校長・副校長・教頭 日額 1,200円 (現状、本務は教頭のみ)	日額 1,200円 (校長は夜間学級の勤務時間の割り振りではないため、実際には支給がない)	給料月額の10/100 (管理職は8/100)

<指定都市における夜間学級の設置状況>

設置あり 15市、設置なし 5市

設置15市のうち、本市と横浜市以外は、夜間学級の業務に従事する教員に対する特殊勤務手当を導入している
(横浜市は、夜間中学校の校長の管理職手当が一般の校長よりも高くなっている)

(5) 特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額【夜間学級手当】

令和8年4月からの支給を想定

職種	人数	増額(案)	年間支給額(増額分)	備考
校長	1人	月額 3,600円	43,200円	管理職手当の増額 校長 月額86,700円 → 90,300円 (3,600円の増額)
職種	人数	単価(案)	年間支給額(※)	備考
副校長	1人			
総括教諭	2人			
教諭	4人	日額 1,000円	$1,000\text{円}/\text{日} \times 20\text{日}/\text{月} \times 8\text{人} \times 12\text{月}$ $= 1,920,000\text{円}$	特殊勤務手当の創設
養護教諭	1人			
合計	9人		1,963,200円	

(5) 特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額【夜間学級手当】

○ 特殊勤務手当の支給要件（案）

「大野南中学校分校に勤務する教育職給料表1級から4級までの教員のうち、当該分校の生徒に対する直接の授業、指導又は養護の業務に本務として1時間又は1时限以上従事した場合」とする。

○ 特殊勤務手当の単価設定の考え方

夜間学級の時間が3時間55分（希望者向け始業前授業45分+通常授業4时限(45分×4)+ホームルーム10分）であり、現行(令和7年9月時点)における部活動指導業務手当の日額(1,200円)との均衡を考慮して、日額1,000円とする。

○ 大野南中学校の校長に対する管理職手当の増額の考え方

大野南中学校の校長には、

- ・校舎の位置が離れている（同一の敷地内にない）分校に勤務する職員の監督
- ・夜間に勤務する職員の監督
- ・県費の教員に対する監督

などの(他の校長にはない)職務の困難性があることから、管理職手当を増額する。

具体的な額は、行政職給料表(1)の7級の管理職手当額(79,300円)との均衡及び8級(92,400円)を超えないことを考慮して設定する。

（参考）学校教育法 第37条第4項
校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

教員の処遇改善 予算積算 全体（令和8年1月～12月）の影響額

(単位：円)

項目	影響額	義務教育費国庫負担金	一般財源
(1) 教職調整額引上げ (4%→5%)	218,936,045	60,906,147	158,029,898
(2) 管理職の本給加算 (4,000円)	19,043,339	5,227,315	13,816,024
(3) 義務教育等教員特別手当の見直し (1.5%相当→1.0%相当)	▲54,000,000	0	▲54,000,000
(4) 学級担任及び学級担任業務を支援する教員に対する手当	69,696,000	18,348,000	51,348,000
(5) 夜間学級手当	1,963,200	0	(本市独自分) 1,963,200 (国の想定分) —
合 計	255,638,584	84,481,462	171,157,122

今後のスケジュール

- 令和7年 10月
 - ・ 庁議（決定会議）
 - ・ 12月補正の要求（人件費・システム改修費）
 - ・ 12月議会の議案調整（条例改正）
- 11月
 - ・ 当初予算の要求
 - ・ 12月議会への議案上程
- 12月
 - ・ 3月議会の議案調整（条例改正）
- 令和8年 1月
 - ・ 処遇改善①
 - 教職調整額の引上げ、管理職の本給加算、
 - 学級担任及び学級担任業務を支援する教員に対する手当の支給、
 - 義務教育等教員特別手当の見直し
- 2月
 - ・ 3月議会への議案上程
- 4月
 - ・ 処遇改善②
(夜間学級手当の支給)

第15回 決定会議 議事録

(様式4)

○開催日：令和7年10月6日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：教員の処遇改善について

○担当課：教育局 学校教育部 教職員課

○出席者 ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長

■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■学校教育部長 ■教育総務課長 ■教職員課課長代理

(1)主な意見等

○(市長公室長)調整会議で疑義が出た点をどのように整理したか伺う。

→(学校教育部長)審議事項(4)学級担任への手当加算の支給範囲については、国が示した通常級の学級担任のみとした場合、現場に混乱が生じる可能性や担任業務を1人が担っている訳ではないという現状を踏まえ、市独自で範囲を広げるという考えに変更はない。金額については、当初提案の金額では財政に与える影響が大きいため、金額の見直しを行った。一般財源の持ち出しがあっても、人材確保や学校全体で学級活動を支えていくという体制を維持していくためにも、局としては市の独自施策として実現したい。また、横浜市・川崎市が支援学級の学級担任を含めて手当加算を三千円で検討している中、これ以上金額を落とすことは難しいと考えている。

→(シビックプライド担当部長)一律同額支給となる場合、教員を目指す若い方の中には、同額支給であれば学級担任になりたくないと考える人も出てくるのではないか。

→(学校教育部長)相模原市の教育現場においては、複数の教員で学級運営を支えているため、そのような考えに至ることは少ないと考えている。一方で、学級担任のみに手当がつくことにより、これまでの体制が崩れてしまうことを懸念している。

→(シビックプライド担当部長)資料4ページ項目(3)の義務教育等教員特別手当の縮減分は、項目(4)の学級担任等への加算に補填されるイメージだが、支給範囲が広がることによって、義務教育等教員特別手当に係る義務教育費国庫負担金は減るのか。

→(教育総務課長)金額としては変わらない。

○(政策部長)市として独自に打ち出していきたいなら、「複数の教員で学級活動を支えている」ということをきちんと制度設計すべきではないか。

→(教育総務課長)方向性を認めて頂いてから、制度設計の検討という方法もある。

→(市長公室長)県や横浜市・川崎市の支給範囲をさらに拡大するには明確な理由や根拠が必要だが、資料9ページの「本市独自とする理由」については学校現場からの声を受けての提案内容にみえるが、いかがか。

→(学校教育部長)国が制度を設計した段階で、通常級の学級担任にのみ支給することは難しいと局としても考えていた。結果として学校現場からの声も受けて整理はしたが、学校現場からの声を受けてという見え方については、本意ではないため、修正する。

→(市長公室長)国の考え方をベースに支給範囲を広げるという点に疑問を感じる。本市だけに支

第15回 決定会議 議事録

(様式4)

給範囲を広げる理由があるとは考えにくい。

→(教育総務課長)今回は教員の処遇改善の内の1つとしての提案である。学級担任のサポート業務を担っている教員に対しても手当を加算し、教員全体の処遇の改善を図りたい。

→(市長公室長)今回の法改正の中身を知っている学級担任の中には、国は三千円と示しているのに、何故本市は二千円なのかと思う者もいるのではないか。

→(学校教育部長)三千人を超える教員がいる中で、こうした考え方を持つ者がゼロであるとは思っていない。一方で、学級担任以外の教員の中には、学級担任にのみ手当が加算される制度に疑問を感じる者もいると考えている。

→(市長公室長)横浜市・川崎市はサポート担任を支給の対象にしていない中で、本市の考え方には明確な理由が必要だと感じる。

→(教職員課課長代理)国の制度改正に関するパブリックコメントの中でもチーム学校の考え方のもと、学級担任以外の教員も様々な責任を担っている中で、学級担任のみに手当が支給されるのは適切ではないという意見があった。資料10ページの参考資料として示した国からの通知文の中にも、複数担任制などによる学級運営を行っている実態がある場合には、その実態に即した義務教育等教員特別手当の支給額を条例において定めることは差し支えないとしていることから、ある程度の自治体としての考え方の裁量は認められていると認識している。

→(政策部長)それなら尚更、ここで学級担任及びサポート体制についてしっかりと制度設計した方がよいと考える。夜間学級の特勤手当の創設のように、制度として創設したほうが、対外的にも教員に対してもアピールになるのではないか。

○(総務局長)手当の加算に該当しない教員は誰か。

→(学校教育部長)学校職員の中では、養護教諭や栄養教諭などである。

→(総務局長)日常的に子ども達に授業をする立場の教員は全て支給対象となるということか。

→(学校教育部長)初任者を指導する立場の拠点校指導員や、指導教諭と呼ばれる授業を師範する立場の教員は対象にはならない。

→(総務局長)どの教員を対象としているのかを規定しないのであれば、全教員がもらえる手当にみえてしまい、制度そのものの説明が難しくなるのではないか。

→(財務局長)資料8ページをみても、国から示されているのは三千円であり、県や横浜市・川崎市はその金額を下げていない。本市は支給範囲を広げたことにより支給額が落ちている。県は学級担任を支援する教員を対象としているが、その理由は聞いているか。

→(学校教育部長)県は対象を拡充するというよりは、国から通常級の学級担任のみと示された中で、特別支援学級の学級担任までを対象とすべきという議論があったが、それ以上の範囲については特に議論はされていないと聞いている。

→(財政局長)資料15ページ目の項目(3)の義務教育等教員特別手当の見直しについて、義務教育費国庫負担金がまったく入っていないようにみえるが、全て一般財源で負担していたという事か。

→(教育総務課長)資料に誤りがある。

→(財政課長)正しい金額はいくらか。

→(教育総務課長)項目(4)の義務教育費国庫負担金とほぼ同額である。残りの部分が一般財源の負担部分となる。

→(財政局長)財政への影響額が分かるように資料を修正して欲しい。

○(シビックプライド担当部長)学級担任を支援する教員というのは、「副担任」等と決まっているのか。また、規則等に役割は明記していくのか。

→(教職員課課長代理)「学級担任業務を支援する教員」等の表現を考えている。

→(シビックプライド担当部長)曖昧な表現過ぎるのではないか。解釈としてどこまでも広げられるようなイメージである。手当の支給対象とするならば、「副担任」等の役割を明確に記す必要があると考える。

○(教育総務課長)先ほどの議論の中の補足だが、これまでの義務教育等教員特別手当の見直しによって手当が減って、二千円が増額されるイメージだが、義務教育等教員特別手当の額は傾

第15回 決定会議 議事録

(様式4)

斜配分されているので、若い職員ほど下がり幅は少なく、二千円の手当が加算されれば増額に転じることもあり、在職年数の高い職員ほど減額幅が大きく、二千円の増額があっても総額で見ると減額になる可能性がある。

- (市長公室長)条例や規則の中で額を規定するのか。
- (シビックプライド担当部長)金額は別表に規定することになるのではないか。人事委員会勧告と同じタイミングで改正する算段になっているのか。
- (教職員課課長代理)同じタイミングではない。
- (財政課長)12月補正予算のNo.2に計上するのか。
- (教職員課課長代理)人事委員会勧告分がNo.1で、本提案はNo.2を予定している。
- (シビックプライド担当部長)システム改修は間に合うのか。
- (教職員課課長代理)当面は、システムパッケージの範囲内で運用していく予定である。
- (財政局長)規則の別表で対象範囲を指定する際、どのように記載するのか伺う。
- (教職員課課長代理)学級担任業務を行う者とそれ以外の校務を行う者という2つが国から示されているが、本市としては学級担任を支援する教員を追加することを検討している。
- (財政局長)様々なサポート業務がある中で、業務の線引きをどのように表すのか。
- (市長公室長)条文には職名を記載するのか。
- (教育総務課長)「学年主任」や「教務主任」等を明確に示すかまでは検討段階である。
- (シビックプライド担当部長)夜間学級の特殊勤務手当の日額が高いと感じる。他市事例も承知しているが、本市の児童相談所の特殊勤務手当も同額だが、同じ金額でよいのか疑義がある。千円とした理由はなにか。
- (教職員課課長代理)本市の手当の中で、部活動の指導業務手当が3時間で日額千二百円というものがあり、夜間学級の方は3時間55分で授業もあり、3時間を超えるところで部活動の指導手当を参考に金額を決定した。
- (シビックプライド担当部長)教員同士の比較は行ったと思うが、庁内の特殊勤務手当との比較はしたか。
- (教職員課課長代理)児童相談所の手当とも比較し、夜間学級の業務の困難性についても考慮した上で設定した。
- (財政局長)現在の夜間学級の在籍人数は何名か。
- (教職員課課長代理)現在21名在籍している。
- (財政局長)教員は何名の配置か。
- (教職員課課長代理)9名である。
- (財政局長)養護教諭にも手当がつくのか。
- (教職員課課長代理)養護教諭も対象と考えている。なお、勤務時間は13時～21時半までで、休憩時間が45分間である。
- (財政局長)授業自体は何分やっているのか。
- (教職員課課長代理)45分が4時限まであるので、3時間は授業をしていることになる。
- (財政局長)それ以外の時間は何をしているのか。
- (教職員課課長代理)16時に生徒が登校してくるため、その前に副校長を含め生徒の健康状態の把握等の話し合いを行う必要があり、その他の時間も打合せや会議等に充てている。
- (財政局長)これまで手当をつけてこなかった理由はどう説明するか。
- (教職員課課長代理)開校前は業務の特殊性や困難性までは把握できなかった。広域から生徒が来る状況や、日本語を母国語としない生徒もいる中で、やはり始まってから分かることも多かった。
- (財政局長)相模原市は夜間学級の先行事例ではないため、その辺りのことは近隣市への聞き取り等で十分予測できたことなのではないか。相模原市だけの状況とは思えない。
- (市長公室長)夜間学級の手当については、法令で規定されているか。
- (教職員課課長代理)手当を支給するのは、法令の義務ではない。
- (総務局長)資料11ページ中に、夜間学級開校前の議論の中で、「県とのバランスを欠いてい

第15回 決定会議 議事録

(様式4)

- る状況はない」とあるが、今現在の県とのバランスはどうなっているか。
→(教育総務課)神奈川県の方も相模原市同様に手当支給を検討していると聞いている。
→(財政課長)県も同額なのか。
→(教職員課課長代理)県は本市に合わせる方向で検討すると聞いている。
→(財政局長)なぜ4月からなのか。
→(教職員課課長代理)法改正による処遇改善とは別の話となるので、年度が変わるタイミングでの開始を検討している。
→(学校教育部長)県も一緒に制度設計している中で、本市だけ先行して1月から支給することは考えていない。
○(市長公室長)これまでの議論を通して、学級担任手当については国や横浜市・川崎市以上に支給範囲を広げることについて、明確な理由が必要である。支給範囲についても、曖昧な部分が多いと感じたが、いかがか。
→(学校教育部長)学級担任の支給範囲については、明確に示すことが可能と考えるため、整理する。
→(市長公室)夜間学級については、金額設定の根拠や開校して3年目のタイミングで手当を創設する理由を示して頂きたい。
→(学校教育部長)夜間学級については、業務の特殊性として他市の福祉部門と連携していく必要がある点などは当初には想定していなかった。
○(市長公室長)内容を精査して、再度決定会議を行う必要がある。少なくとも条文を示していただきたい。
○(シビックプライド担当部長)処遇改善の事例として、勤務10年目の方がどのくらい給与が上がるかなど、モデルケースで示して頂けると分かりやすくてよい。
○(市長公室長)条例の提案時期や手当加算の支給範囲について、他市の状況を改めて確認して頂きたい。

(2) 結 果

- 継続審議とする。